

死亡届を出された方へ（ご案内）

富士河口湖町役場

謹んでお悔やみ申し上げます。死亡に関する役場の手続きについてご案内します。



※手続きの際は、まず住民課までお越しください

手続きにはお時間を要します。余裕をもってご来庁ください。

12時～13時の時間帯は通常よりお時間を頂きます。12時～13時をご希望の場合は事前にご相談ください。

また、関係各課の窓口は午後5時15分に終了します。

当日中にお手続きが完了しない場合がありますので、ご了承ください。

・□はチェック欄としてご利用ください
 ・手続きに必要な場合が多いため、来庁者の本人確認書類として、運転免許証等、官公庁発行の顔写真付身分証明1点(または健康保険証、年金手帳、介護保険証、預金通帳等2点)と印鑑をお持ちください

亡くなった方に該当する項目		期限	手続きの内容	必要な物	受付窓口
住基登録関係	<input type="checkbox"/> 世帯主で、他に15歳以上の世帯員が2人以上いる世帯	14日以内	・世帯主を変更する「世帯主変更届出」	<input type="checkbox"/> 委任状(別世帯の方が手続きする場合)	住民課 0555-72-1114 [1F]
	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証をお持ちの方		・印鑑登録証の返納(見当たらない場合返納不要です)	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の印鑑登録証	
	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード・マイナンバー通知カードをお持ちの方		・返納不要です(年金の請求や税の申告等で必要になる場合があります)		
国民健康保険・後期高齢者医療関係	<input type="checkbox"/> 国民健康保険に加入している方	14日以内	・返納不要です。自身で破棄してください	<input type="checkbox"/> 世帯主が亡くなったときは世帯全員の被保険者証	
	<input type="checkbox"/> 葬祭を行った場合	請求権は2年ですが早目にお手続きください	・葬祭費の支給申請(葬祭を行った方)	<input type="checkbox"/> 喪主の方がわかる書類(会葬礼状、葬儀社の領収書等) <input type="checkbox"/> 喪主の方の振込口座がわかるもの(通帳等)	
	*高額な医療費の支払いをしている場合 *該当になる場合は後日申請手続きのご案内通知を送ります。		・高額療養費の支給申請	通知へ記載してあります	
	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療(75歳以上の方等)に加入している方		・被保険者証の返納	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の被保険者証	
	<input type="checkbox"/> 葬祭を行った場合	請求権は2年ですが早目にお手続きください	・葬祭費の支給申請(葬祭を行った方)	<input type="checkbox"/> 喪主の方がわかる書類(会葬礼状、葬儀社の領収書等) <input type="checkbox"/> 喪主の方の振込口座がわかるもの(通帳等)	
介護保険関係	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証をお持ちの方(65歳以上・40歳以上で受給者の方)	14日以内	・介護保険被保険者証の返納	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の被保険者証	健康増進課 0555-72-6037 [1F]
	<input type="checkbox"/> 介護保険高額介護(予防)サービス費を受給している方		・振込先口座変更	<input type="checkbox"/> 相続人の方の振込口座がわかるもの(通帳等)	
年金関係	<input type="checkbox"/> 年金に関するお手続き		・死亡の届出が必要です。一時金、未支給年金、遺族年金が請求できる場合があります。必要な手続きについては、日本年金機構に確認しますので、電話で問い合わせいただくか、住民課窓口にお越しください。 ・富士河口湖町に住所・戸籍がある場合は、添付書類として各種証明書の取得が必要な場合があります。		住民課 0555-72-1114 あるいは日本年金機構大月事務所お客様相談室 0554-22-3811
福祉関係	<input type="checkbox"/> 障害者手帳をお持ちの方		・障害者手帳の返還	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の障害者手帳	福祉推進課 0555-72-6028 [1F]
	<input type="checkbox"/> 重度心身障害者(児)医療費助成金受給資格者証をお持ちの方		・受給資格者証の返還 ・口座振込変更届	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の受給資格者証 <input type="checkbox"/> 相続人の方の振込口座がわかるもの(通帳等)	
	<input type="checkbox"/> 自立支援医療制度(精神・更生・育成)受給者証をお持ちの方		・受給者証の返還	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の受給者証	
	<input type="checkbox"/> 富士河口湖町心身障害者(児)福祉手当を受給されている方		・消滅届の提出 ・振込先口座変更	<input type="checkbox"/> 相続人の方の振込口座がわかるもの(通帳等)	



【裏面もあります】

亡くなった方に該当する項目		期限	手続きの内容	必要な物	受付窓口
税金等関係	<input type="checkbox"/> 町税（個人住民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税（種別割））の口座振替登録の変更		・口座振替依頼書にて振替納税する人の口座を変更、新規に登録する （★金融機関への届出）	<input type="checkbox"/> 口座振替納税する方の通帳 <input type="checkbox"/> 口座振替納税する方の印鑑	税務課 0555-72-1113 [1F]
	<input type="checkbox"/> 固定資産税		・固定資産税の納税義務者が亡くなった場合、相続登記が完了するまでの間、納税義務者となる方を申告していただく「固定資産の現所有者申告書」の提出が必要です。詳しくは資産税係までお問い合わせください		
	<input type="checkbox"/> 軽自動車税		・名義変更 <input type="checkbox"/> 原動機付自転車・農耕作業用・その他小型特殊(市町村名のナンバープレート) ・・・富士河口湖町役場税務課 ■軽自動車(黄色や黒のナンバープレート) ・・・軽自動車検査協会事務所山梨事務所 050-3816-3121 ■小型二輪・軽二輪・・・関東運輸局山梨運輸支局 055-261-0880 必要な物についてはお問い合わせください		
	<input type="checkbox"/> 町税の納付 町県民税		・詳しくは収納係までお問合せください (年の途中で亡くなった場合、その年度分については課税になります)		
子ども関係	<input type="checkbox"/> 子ども医療費助成金受給資格者証	死亡届の提出後すぐ	・医療費助成金受給資格者証の返納 ・医療費助成金受給資格者変更届	<input type="checkbox"/> 子ども医療費助成金受給資格者証	子育て支援課 0555-72-1174 [1F]
	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療費助成金受給資格者証			<input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療費助成金受給資格者証	
	<input type="checkbox"/> 児童手当	亡くなった日の翌日から15日以内	・額改定届 ・消滅届		
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 保育所	死亡届の提出後すぐ	・保護者変更届 ・保育認定の変更 ・保育料引落口座の変更(保護者の場合)		
墓地関係	<input type="checkbox"/> 船津または小立公園墓地を利用の方	埋葬2日前	・「埋葬届」の提出 ※埋葬の2日前までをお願いします ・名義変更のため「承継届」の提出 ※期限はありませんので落ち着いてからで結構です	<input type="checkbox"/> 埋葬許可証 <input type="checkbox"/> 新しい名義人の住民票（コピー可） <input type="checkbox"/> 亡くなった方の除籍がわかる戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 新しい名義人の戸籍謄本 ※戸籍はコピー可。亡くなった方と新名義人が同じ戸籍にある場合は1通でOK。	環境課 0555-72-3169 [3F]
	<input type="checkbox"/> 勝山墓地を利用の方	埋葬2日前	・「埋葬届」の提出 ※埋葬の2日前までをお願いします ・名義変更のため「承継届」の提出 ※期限はありませんので落ち着いてからで結構です	<input type="checkbox"/> 埋葬許可証 <input type="checkbox"/> 新しい名義人の住民票（コピー可） <input type="checkbox"/> 亡くなった方の除籍がわかる戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 新しい名義人の戸籍謄本 ※戸籍はコピー可。亡くなった方と新名義人が同じ戸籍にある場合は1通でOK。	勝山出張所 0555-83-2111
上下水道関係	<input type="checkbox"/> 水道の使用名義が故人の場合	なるべく1ヶ月以内	・所有者変更/送付先変更/廃止届等 ※今後の使用状況によって申請書類が変わりますので、一度水道課窓口にてご相談下さい。	<input type="checkbox"/> 新所有者・故人の印鑑	水道課 0555-72-1620 [3F]
	<input type="checkbox"/> 水道料金を口座振替していた		・口座変更届 （★金融機関への届出）	<input type="checkbox"/> 引き落とし口座	
学校関係	<input type="checkbox"/> 小中学校に就学中の児童・生徒がいる方	死亡届の提出後すぐ	・学齢簿変更届（保護者変更）		学校教育課 0555-72-6052 [3F]
農林関係	森林の土地を所有していた方		・森林の土地を所有していた方が亡くなった場合、相続人は「森林の土地の所有者届書」の提出が必要です。詳しくは担当課までお問い合わせください		農林課 0555-72-1115 [3F]
空き家関係	住んでいた自己所有または家族所有の家が空き家となる場合		・空き家の賃貸をサポートする「空き家バンク」へのご相談を受け付けております。 ※任意ですので、期限はありません。		政策企画課 0555-72-1129 [2F]

【この一覧表は富士河口湖町での主な手続きについての記載です。】

◆死亡届提出後の戸籍について

亡くなったご本人の戸籍(死亡事項が記載されているもの)を取得するまでに

○本籍地が富士河口湖町で、死亡の届出も富士河口湖町の場合 **2週間程度**

○本籍地、又は、死亡の届出が町外の場合は **3週間程度** かかります。

問合せ先 → 住民課

亡くなった方の手続き内容によって、必要な物が異なりますのでご案内に記載

が無い物を依頼することがあります。ご了承ください。

★預金口座振替変更届について

亡くなった方の名義の口座から振替により町税、水道料、墓地管理料、保育料などを納付していた場合、新たに指定する**金融機関**に変更届を出してください。

申請書は金融機関、または町役場にあります。

問合せ先 → 税務課



ご不明な点は、**富士河口湖町役場 住民課** まで

〒401-0392

山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700番地

TEL 0555-72-1114(直通)

URL <http://www.town.fujikawaguchiko.lg.jp/>